

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成31年04月01日	平成31年度子どもエコライフチャレンジ推進事業委託	17,901,070	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人気候ネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	平成31年04月01日	平成31年度すまいの創エネ・省エネ応援事業助成制度の申請に関する業務	13,552,000	環境政策局地球温暖化対策室	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	平成31年04月01日	平成31年度京のアジェンダ21推進事業に関する業務委託	12,488,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	平成31年04月01日	平成31年度水素エネルギー普及促進事業 SHSを活用したFCV体験乗車事業	10,682,000	環境政策局地球温暖化対策室	(株)ホンダカーズ京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	平成31年04月01日	平成31年度省エネ行動促進プログラム実施業務	9,845,000	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	平成31年04月01日	平成31年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務	32,519,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	平成31年04月26日	平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務	6,629,700	環境政策局地球温暖化対策室	中外テクノス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008	平成31年04月01日	IPCC第49回総会関連事業運営等委託業務	(当初) 8,261,159 (変更後) 7,936,569	環境政策局地球温暖化対策室	(株)コンベンションリンケージ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	令和元年05月24日	2019年度祇園祭後祭エコ屋台村企画運営業務	5,000,000	環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課	(株)関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	令和元年09月13日	令和元年度「食品ロス削減推進事業」PR業務	9,169,600	環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課	(株)関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	令和元年09月18日	次期京都市循環型社会推進基本計画策定に係る調査・支援業務	12,595,000	環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課	エックス・アルパックコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	平成31年04月01日	市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業	32,970,000	環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	平成31年04月01日	し尿収集及び運搬業務委託	予定総額 270,449,928	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京和産業(株), (有)大成浄美社, 大同興業(株), (有)和田産業, (有)共栄産業, 日進浄化槽センター(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	平成31年04月01日	死獣収集運搬業務委託	予定総額 52,096,517	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京都かんきょう(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
015	平成31年04月01日	リユースびん等の拠点回収に係る業務委託	15,348,140	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京都硝子壺問屋協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	平成31年04月01日	使用済み蛍光灯の処理・処分等業務	予定総額 5,218,550	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	野村興産(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	令和元年08月02日	京都市産業廃棄物実態調査等業務	5,390,000	環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課	帝人エコ・サイエンス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成31年04月01日	平成31年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託	140,520,620	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
019	平成31年04月01日	平成31年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託	予定総額 69,596,064	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
020	平成31年04月01日	京都市北部資源リサイクルセンター運転維持管理業務委託	607,241,880	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都かんきょう(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成31年04月18日	東北部クリーンセンター持込ごみ選別及び運搬業務委託	(当初) 8,767,440 (変更前) 9,447,840 (変更後) 9,875,520	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都かんきょう(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
022	平成31年04月01日	平成31年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託	16,562,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成31年04月01日	平成31年度における廃棄物等の埋立処分に係る契約(東北部クリーンセンター分)	予定総額 102,494,800	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	平成31年04月01日	平成31年度における廃棄物等の埋立処分に係る契約(北部クリーンセンター分)	予定総額 76,028,760	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成31年04月01日	平成31年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その1)	20,736,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	令和元年07月31日	令和元年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その2)	68,200,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成31年04月01日	平成31年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その1)	31,845,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境サービス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成31年04月01日	平成31年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託(その1)	10,259,568	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
029	令和元年09月30日	令和元年度京都市横大路学園 プラント設備保守管理委託（その2）	9,361,000	環境政策局適正処理 施設部施設整備課	極東開発工業㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
030	平成31年04月01日	平成31年度京都市西部圧縮梱包施設 プラント設備保守管理委託（その1）	25,110,000	環境政策局適正処理 施設部施設整備課	㈱タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
031	令和元年09月30日	令和元年度京都市西部圧縮梱包施設 プラント設備保守管理委託（その2）	5,500,000	環境政策局適正処理 施設部施設整備課	㈱タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
032	平成31年04月01日	平成31年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託	11,118,000	環境政策局適正処理 施設部施設整備課	京都電子工業㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
033	平成31年04月26日	京都市東北部クリーンセンター整備工事 ただし、破砕施設電気設備改 修工事	(当初) 12,852,000 (変更後) 12,928,680	環境政策局適正処理 施設部施設整備課	㈱京阪電気商会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
034	令和元年07月29日	京都市北部クリーンセンター整備工事 ただし、燃焼装置他整備工事	222,200,000	環境政策局適正処理 施設部施設整備課	クボタ環境サービス㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
035	令和元年08月30日	京都市南部資源リサイクルセンター整備工事 ただし、No.4ペットボトル圧縮梱包機工事	26,840,000	環境政策局適正処理 施設部施設整備課	JFEエンジニアリング㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
036	令和元年05月17日	京都市東北部クリーンセンター整備工事 ただし、破砕施設復旧工事	140,400,000	環境政策局適正処理 施設部施設整備課	川崎重工業㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
037	令和元年5月28日	京都市東北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、プラント設備 工事	11,748,000,000	環境政策局適正処理 施設部施設整備課	川崎重工業㈱	地方公共団体の物品等又は特定役務の調 達手続の特例を定める政令第11条第1 項第1号
038	令和元年06月06日	京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営業務委託（第1期）	273,467,700	環境政策局適正処理 施設部施設建設課	南部クリーンセンター環境学習 施設運営グループ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
039	令和元年09月30日	令和元年度京都市南部クリーンセンター第二工場プラント設備保守管理 委託	19,965,000	環境政策局適正処理 施設部施設建設課	日立造船㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
040	平成31年04月01日	平成31年度南部クリーンセンター自動計量システム保守管理委託	7,803,310	環境政策局南部ク リーンセンター管理 課	シンワシステム㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
041	平成31年04月01日	平成31年度京都市廃食用油燃料化施設プラント設備保守管理委託	17,875,000	環境政策局南部ク リーンセンター管理 課	日立造船㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
042	平成31年04月01日	平成31年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守 管理委託（その1）	225,720,000	環境政策局南部ク リーンセンター工場 課	JFEエンジニアリング㈱	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
043	平成31年04月01日	平成31年度京都市南部クリーンセンター第一工場下水流量計保守管理委託	5,470,200	環境政策局南部クリーンセンター工場課	(株)エヌケーエス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
044	平成31年04月01日	平成31年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その1）	34,884,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
045	平成31年04月01日	平成31年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）	199,800,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
046	平成31年04月01日	平成31年度東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託	12,650,000	環境政策局東北部クリーンセンター	(株)アセック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
047	平成31年04月01日	平成31年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	7,920,000	環境政策局東北部クリーンセンター	(株)島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
048	令和元年05月20日	平成31年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託	15,768,000	環境政策局東北部クリーンセンター	島津システムソリューションズ(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
049	令和元年06月03日	平成31年度京都市東北部クリーンセンター電気設備点検整備委託	6,199,200	環境政策局東北部クリーンセンター	(株)かんでんエンジニアリング	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
050	令和元年09月30日	令和元年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）	44,550,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
051	令和元年09月30日	令和元年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その2）	36,960,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
052	平成31年04月01日	平成31年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）	146,340,000	環境政策局北部クリーンセンター	クボタ環境サービス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
053	平成31年04月01日	平成31年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	11,856,944	環境政策局北部クリーンセンター	(株)島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
054	令和元年09月01日	令和元年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）	185,350,000	環境政策局北部クリーンセンター	クボタ環境サービス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
055	平成31年04月01日	京都市埋立事業管理事務所 車両管理システム点検保守管理業務委託	8,753,240	環境政策局埋立事業管理事務所	シンワシステム(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度こどもエコライフチャレンジ推進事業委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区帯屋町574番地
特定非営利活動法人気候ネットワーク
- 6 契約金額（税込み）
17,901,070円
- 7 契約内容
 - (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」コンテンツの作成
 - (2) 冊子の配送
 - (3) 学習会の開催
 - (4) エコライフ診断書の作成
 - (5) 診断書の内容確認
 - (6) 診断書の配送
 - (7) 責任者及び運営スタッフに対する研修の実施
 - (8) 市民ボランティアの参加
 - (9) 学校への対応
 - (10) 運営会議の開催
 - (11) フォローアッププログラムの実施
 - (12) 実績報告書等の作成
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、全市立小学校で冊子「こどもエコライフチャレンジ」を用いて、夏休み又は冬休み前後に学習会を開催し、参加した子ども達が地球温暖化問題について自ら考え体験することにより、家庭でのエコライフの実践継続を図るものである。

本業務の実施には、市民生活に伴う二酸化炭素排出の現状やその対策についての専門知識を有していること、冊子「こどもエコライフチャレンジ」の取組結果の集計・解析に必要な専門的な能力・経験・機器を有していること、全市立小学校での学習会の実施に対応するため、環境団体・各種ボ

ランティアスタッフ等とのネットワーク及び連絡調整能力等を持つことが必要である。

上記の理由により、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、プロポーザルを行ったうえで随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、平成31年2月22日（金）から平成31年3月8日（金）まで募集を行い、指定期日までに特定非営利活動法人気候ネットワークの1者から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について、平成31年3月12日（火）に「平成31年度こどもエコライフチャレンジ推進事業に係る受託者選定委員会」を開催し、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、選定基準点を上回ったため、選定要項の第7条に基づき、特定非営利活動法人気候ネットワークを受託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度すまいの創エネ・省エネ応援事業助成制度の申請に関する業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込）
13,552,000円
- 7 契約内容
 - (1) すまいの創エネ・省エネ応援事業の説明及び相談への対応
 - (2) 申請書類等の審査
 - (3) 申請書類等の確認
 - (4) その他書類の受付及び確認
 - (5) 確認後の申請書類等の送付
 - (6) 創エネ・省エネ設備に関する問い合わせへの対応業務
 - (7) 本市の他の補助事業との連携
 - (8) 普及啓発業務
- 8 随意契約の理由
委託業務を効率的かつ効果的に実施するため、委託先に必要な能力及び条件は、次のとおりである。
 - (1) 助成制度の受付窓口として、申請書の確認や事前相談への対応等の豊富な実績を有していること
 - (2) 相談を行う機関として公的信用力を有していること
 - (3) 業務仕様書に基づき連携する他の助成事業である省エネルギーフォーム支援制度及び耐震改修支援制度と窓口を統一できること以上の条件等を満たす者は一者しかなく、地方自治法第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」のうち、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2-(1)-ウに該当するため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
なし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京のアジェンダ21推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13番地
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
12,488,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京のアジェンダ21の推進
 - ア 京都におけるSDGsの視点による環境保全活動の推進
 - イ 再生可能エネルギーの普及拡大，省エネルギーの推進
 - ウ 京都環境コミュニティ活動（KES C）
 - エ KESエコロジカルネットワークプロジェクト
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、「京のアジェンダ21」に提言されている取組を推進していくものである。事業の実施に対する契約内容を履行可能なのは、以下に示す委託先の選定理由から「公益財団法人京都市環境保全活動推進協会」のみであり、特定の者しか契約を履行することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適しないので随意契約とするものである。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務は、本市が平成9年10月に策定した「京のアジェンダ21」に示された取組の具体化と行動への誘導及びその評価と充実を図り、もって環境と共生する持続型社会を実現するために、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場を尊重しつつ協働するパートナーシップを前提として積極的

に取り組む必要があるが、業務の実施に当たっては、地球温暖化対策に関する専門的な知識やノウハウを有するだけでなく、市域に事業効果を波及させるために、幅広い主体が参画し、ネットワークを形成している組織を通じて実施することが適当である。

京のアジェンダ21フォーラムは、この業務を円滑に進めるため、地球温暖化対策に関する専門的な知識やノウハウを有し、多様な主体が参画するネットワーク組織として、平成10年11月に設立された団体である。具体的には、事業者の取組への参加を促すことができる京都商工会議所、京都工業会といった事業者団体、地域で環境対策を含む様々な活動を展開されている京都市地域女性連合会等の市民団体、連携して対策を進めることができる豊富な経験を有したNPO等の民間団体、そして地球温暖化対策に関する専門的な知識を有する立場から助言できる学識経験者という多様で幅広い主体が参画しており、京都市域において、各主体の参加を促し、共に行動していくことを通じて地球温暖化対策を効果的に推進することのできる唯一の団体である。

平成31年4月に京のアジェンダ21フォーラムは、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会に統合され、その機能は公益財団法人京都市環境保全活動推進協会で行き続き実施されることから、同協会を本業務の委託先として選定するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度水素エネルギー普及促進事業 SHSを活用したFCV体験乗車事業
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区北花山大林町55-1
株式会社ホンダカーズ京都
- 6 契約金額（税込み）
10,682,000円
- 7 契約内容
本事業は、ホンダカーズ京都株式会社山科西店に設置するスマート水素ステーション（SHS）及びホンダ燃料電池自動車（FCV）「クラリティ」を活用し、市民等を対象とした体験乗車の実施を委託するものである。
 - （1）FCVのリース
 - （2）FCV体験乗車事業の運営
 - （3）FCV及びSHS等の維持管理
 - （4）FCV体験乗車実施効果等の検証
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、ホンダカーズ京都株式会社山科西店に設置されたSHS及びFCVを24時間管理・保管するとともに、運営に必要な電気、水道及び太陽光パネルを供給し、FCV体験乗車を企画から運営まで円滑に行う必要があるため、本契約を履行可能な事業者は、株式会社ホンダカーズ京都のみに特定される。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、特定の者しか契約を履行することができないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度省エネ行動促進プログラム実施業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京内畑町41番3
特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
- 6 契約金額（税込み）
9,845,000円
- 7 契約内容
 - (1) 家庭の省エネ診断に関する窓口業務
 - (2) 家庭の省エネ診断会の実施
 - (3) うちエコ診断士の派遣
 - (4) 診断士による各家庭に対する提案方法の管理・監督
 - (5) 効果測定及びアフターフォローの実施
 - (6) 診断方法の運用改善及び診断士の研修
 - (7) 二酸化炭素削減効果の分析及び資料作成
 - (8) 周知
 - (9) 連絡・調整
 - (10) 報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、エコ学区等に対して「家庭の省エネ診断」を実施する必要がある。そこで、①「うちエコ診断」の実施機関であること、②本業務を実施可能な「うちエコ診断士」の人数が確保されていること、③地球温暖化問題や省エネ等に精通していること、④地域活動に関わる業務の経験が豊富であることが求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。

そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、相手方との随意契約とする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、平成31年3月7日（金）から平成31年3月19日（火）までの期間に公告を行い、期日までに特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について、平成31年3月22日（金）に「平成31年度省エネ行動促進プログラム事業に係る業務受託候補者選定プロポーザルヒアリング」を開催し、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、選定基準を上回ったため、選定要項の第7条に基づき、特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議を受託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13番地
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
32,519,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京（みやこ）エコライフプログラムの実施
 - (2) エコ学区ステップアッププログラムの実施
 - (3) 学習会の企画・運営
 - (4) 環境啓発ブースの出展及びブース型学習会の企画・運営
 - (5) エコ学区担い手セミナーの開催
 - (6) 学区への活動支援
 - (7) 周知
 - (8) エコ学区の活動調査書の作成，回収及び取りまとめ
 - (9) 情報報告及び提供
 - (10) 京都環境賞への対応
 - (11) 報告

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、地域ぐるみで地球温暖化について学び、その知識を地域活動に反映させることが必要である。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②地域活動に関わる業務の経験が豊富であること、③多様なエコ活動に関する講師又は団体の派遣が可能であること等が求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、随意契約する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、平成31年3月7日（木）から平成31年3月15日（金）までの期間に公告を行い、期日までに公益財団法人京都市環境保全活動推進協会から参加申込みがあった。

（参加申込みは1者のみ。）

平成31年3月19日（火）に、平成31年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務受託候補者選定委員会を開催し、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、評価基準を上回ったため、選定要項の第7条に基づき、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会を受託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成31年4月26日
- 4 履行期間
平成31年4月26日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西中島7丁目1番5号
中外テクノス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
6,629,700円
- 7 契約内容
平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務委託仕様書に基づき、次の内容を委託する。
 - (1) 事業者向け講習業務
 - (2) データベース管理支援業務
 - (3) 自己チェックツール管理支援業務
 - (4) 提出書類確認支援業務
 - (5) 提出書類の分析業務
 - (6) 事業者訪問調査業務
 - (7) 新規特定事業者の調査業務
 - (8) 事業者カルテの活用業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、事業者を訪問し、エネルギー使用状況の調査を行い、事業に合わせた助言を行うなど、その実施に高度な技術やノウハウを必要とする。

このことから、契約の相手方の選定に当たっては、能力、技術及び経験に基づくノウハウ等により訪問調査の品質を確保し、本事業の最終目的である温室効果ガスの削減を効果的及び効率的に実現するため、その手法や内容などの主として価格以外の要素における競争によって選定する必要がある。

上記の理由により、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、プロポーザルを行ったうえで随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、平成31年4月1日（月）から平成31年4月15日（月）までの期間にプロポーザル参加の公募を行い、期日までに中外テクノス株式会社の1者から参加申込みがあった。

提出された提案書について、平成31年4月17日（水）に「平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者選定委員会」を開催し、企画提案書について総合評価を行い、選定基準を上回ったため、選定要項の第7条に基づき、中外テクノス株式会社を委託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
IPCC第49回総会関連事業運営等委託業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区豊崎3-19-3 PIAS TOWER11F
株式会社コンベンションリンクージ
- 6 契約金額（税込み）
（当初）8,261,159円
（変更後）7,936,569円
- 7 契約内容
 - (1) 気候変動に関するシンポジウムの運営
 - (2) IPCC総会における本市施策の発信及びその他運営
 - (3) その他、IPCC第49回総会関連事業運営等に関連する業務
 - (4) 委託業務報告書の提出
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務には、約300人が参加する大規模なシンポジウム等を滞りなく運営する能力が必要である。このことから、費用が廉価であるだけでなく、本件と同等程度の会議運営などの実績、経験や、受託者からの優れた企画提案が重要な要素となり、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なものである。

上記の理由により、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、プロポーザルを行ったうえで随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の案件については、平成31年3月6日（水）から平成31年3月12日（火）まで募集

を行い、指定期日までに株式会社コンベンションリンケージの1者から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について、平成31年3月13日（水）に「IPCC第49回総会関連事業運営等委託業務に係る受託者候補者選定委員会」を開催し、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、選定基準点を上回ったため、選定要項の第7条に基づき、株式会社コンベンションリンケージを受託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
2019年度祇園祭後祭エコ屋台村企画運営業務
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日
令和元年5月24日
- 4 履行期間
令和元年5月24日から令和元年8月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額（税込み）
金5,000,000円
- 7 契約内容
令和元年度祇園祭後祭エコ屋台村の企画立案，広報，増客施策，必要物品作成，飲食屋台へのリユース食器導入，関連事業者との調整等の運営業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は，イベントにおける紙コップや紙皿など使い捨て容器包装の使用を抑制するため，祇園祭において，リユース食器を使用して実施する「祇園祭エコ屋台村」を実施するに当たり，その企画立案や広報，増客施策等，全体運営を行うものである。本事業の実施により，リユース食器の導入等によるごみ減量の推進のほか，祇園祭を訪れる多くの人々の環境意識の向上を図ることを目的としている。
本事業の実施に当たっては，受託者の能力，経験等に基づくノウハウ等により，事業設計や市民へのPR効果に顕著な差異が現れるものであり，受託者には，自治体等におけるPR業務，啓発業務の経験が十分にあり，かつ業務の内容や流れを的確に把握し，対応する能力を有する担当者を配置することが求められる。
また，厳正かつ確かな技術的展望に基づいた事業設計や企画調整，プロモーション活動の実施という目的をより効果的かつ効率的に達成するため，価格によって契約の相手方を決定する競争入札に適しておらず，各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定を行ったもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度「食品ロス削減推進事業」PR業務
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日
令和元年9月13日
- 4 履行期間
令和元年9月13日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額（税込み）
金9,169,600円
- 7 契約内容
食品ロス削減の普及・啓発を目的とする企画運營業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、食品ロス削減に向け、本市が取り組む「食べ残しゼロ推進店舗認定制度」の普及拡大や「30・10（サーティ・テン）運動」のPR等、食品ロス削減に向けた機運の醸成を図ることを目的に、市民、事業者と一体となった取組を実施する企画、運営等について実施するものである。
本業務は、市内多数の食品スーパーや飲食店等に対し、本事業の趣旨を理解していただき、連携を求めることが必要であり、かつ、イベントの実施や広報活動によって、市民へ広く周知する能力が求められるため、受託者の能力、経験等に基づくノウハウ等により、事業設計やPR効果に顕著な差異が現れる。
また、厳正かつ確かな技術的展望に基づいた事業設計や企画調整、プロモーション活動の実施という目的をより効果的かつ効率的に達成するため、価格によって契約の相手方を決定する競争入札に適しておらず、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定を行ったもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

次期京都市循環型社会推進基本計画策定に係る調査・支援業務

2 担当所属名

環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

3 契約締結日

令和元年9月18日

4 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市淀川区西中島五丁目9番1号

エックス・アルパックコンソーシアム 代表団体 株式会社エックス都市研究所大阪支店

6 契約金額（税込み）

12,595,000円

7 契約内容

次期京都市循環型社会推進基本計画の策定に向けて、海外を含めた国及び他都市における循環型社会構築に向けた計画及び実態に関する動向を把握するとともに、市民や市内事業者等を対象としたアンケートやヒアリングによる意識調査や行動調査を行うことで、京都市の現行計画及び循環型社会構築に向けた実態の評価・点検を行う。また、その内容・結果を踏まえ、次期計画の目標年における人口や経済状況等、循環型社会の構築に関連する京都市の将来社会像を予測又は想定し、京都市の将来のごみ量・ごみ質の推移予測を行うとともに、循環型社会構築に向けた目標及び方策に関する事項の検討を行う。更に、次期計画策定に係る審議会での審議に必要な最新かつ多様な情報や各種データの収集・分析・資料作成を行い、審議会事務局をサポートする。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

調査や分析等の実施に当たっては廃棄物分野に関する高い専門知識及び各種調査結果を的確に解析できる高度な技術力が必要である。とりわけ、市民や市内事業者を対象としたアンケート等調査及び経済動向や社会動向とごみ量・ごみ質の関連性の分析及び将来予測については、受託者の経験に基づくノウハウ、能力、技術等により履行方法及び履行内容、その他に顕著な差異が現れるものであり、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難である。このため、本件業務を遂行し得ると考えられる複数の業者を対象としたプロポーザルを実施し、前述の経験や専門的な技術能力を比較することによって、契約の相手方を選定し、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区深草池ノ内町1 3
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
金32,970,000円
- 7 契約内容
市民・事業者等と連携し、ごみ減量に関する意識の高揚化を図るとともに、地域でのごみ減量に関する自主的な活動を支援する事業を行う。
 - (1) 2R型ライフスタイルへの転換に向けた事業
 - (2) リサイクルの確実な推進に関する事業
 - (3) 地域ごみ減量推進会議の活性化に関する事業
 - (4) 取組の集約及び最新の知見の収集・発信に関する事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新・京都市ごみ半減プランに掲げる、2020年度におけるごみ量39万トン以下の実現を目指し、更なるごみ減量に向けた、一層の取組の拡大、推進が求められる。

本業務は、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場を尊重しつつ、協働するパートナーシップを前提として積極的に取り組み、市民のごみ減量に関する意識の高揚化を図るとともに、地域でのごみ減量に関する自主的な取組を促進することにより、ごみ減量ひいては、環境を大切にしまちと暮らしの実現を目指すものであるが、その実施に当たっては、事業者、各種任意団体などの参画はもちろんのこと、地域で自主的にごみ減量活動に取り組む団体なども幅広いネットワークを形成している組織を通じて実施することが適当である。

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会は、この業務を円滑に進めるためのごみ減量活動に関する専門的な知識やノウハウを有し、多様な主体が参画するネットワーク組織として平成8年11月に設立された京都市ごみ減量推進会議と統合した団体である。

具体的には、事業者への取組への参加を促すことができる京都商工会議所、京都工業会、京都府中小企業団体中央会といった事業者団体、連携してごみ減量対策を推進することができる豊富な経験を有したNPO等の民間団体、ごみ減量に対する専門的な知識を有する立場から助言できる学識経験者、何より、コミュニティ回収や落葉の堆肥化といった各地域でごみ減量に関する自主的な活動を実践している「地域ごみ減量推進会議」（各学区を基本単位として全市に206団体（222学区中199学区）設立されている団体）など、多様で幅広い主体が520団体も参画しており、京

都市域において、各主体の参加を促し、共に行動していくことを通じて事業を効果的に推進することができる唯一の団体である。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
し尿収集及び運搬業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽角田町89番地
京和産業株式会社

京都市南区吉祥院新田二ノ段町58番地の2
有限会社大成浄美社

京都市西京区桂上野中町249番地
大同興業株式会社

京都市南区上鳥羽川端町21番地の1
有限会社和田産業

京都市南区上鳥羽南鉾立町48番地
有限会社共栄産業

京都府亀岡市安町大池11番地
日進浄化槽センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）270,449,928円
- 7 契約内容
本市の市域内のくみ取り便所において発生するし尿を収集し、し尿前処理施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を含む一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を

有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることを求めている。

上記の要件を満たし、かつ、本市市域内の地理的条件等に精通し、長年の経験に基づく信用、技術により、円滑に業務を実施する能力を有する業者は、上記契約先である6業者のみであるため、本業務について随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
死獣収集運搬業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院東中水町8・9番地
京都かんきょう株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）52,096,517円
- 7 契約内容
本市の市域内における事業活動等から発生するもの以外の動物の死体を収集し、本市が指定する施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条においては、委託の基準として「受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」を求めており、本業務の遂行に必要な人員、機材等を必要数保有し、相当な業務経験を有する業者に限られることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインに基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件委託業者は、本業務の遂行に必要な人員、機材等を必要数保有しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の各号の規定に基づいて行った施設、機材、財政的基礎の審査に適合し、本件業務の実施に関し相当の経験を有しているものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
リユースびん等の拠点回収に係る業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区島津町152番地
京都硝子壺問屋協同組合
- 6 契約金額（税込み）
15,348,140円
- 7 契約内容
リユースびん等の回収、洗浄を行いリユースびん市場に循環させる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
リユースびん（リターナブルびん）拠点回収事業は、京都市内全域において、リユースびんの利用及び回収、再使用を促進することを目的としている。そのため、当該業務の遂行には、リユースびんの回収から出荷までを一貫して実施できる体制、多種多様なリユースびんとワンウェイびんの選別についての専門知識、及びリユースびんを洗浄する技術を必要とするとともに、リユースびんを確実にリユースできる酒造メーカーへの販路を確保していることが必須である。当該能力を有するのは、国内では専門の洗びん業者のみであり、全国びん商連合会によりエリアごとの洗びん業者が決まっていることから、京都エリアにおける洗びん業者は京都市硝子壺問屋協同組合のみである。
このため、「性質及び目的が競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」に該当することから、京都市硝子壺問屋協同組合と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

- 11 その他
特になし。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
使用済み蛍光管の処理・処分等業務
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区高麗橋2丁目1番地2号
野村興産株式会社 関西営業所
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,218,550円
- 7 契約内容
「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）に基づき、蛍光管の安全で適正な処理・処分を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「水銀に関する水俣条約」の採択や、自治体に水銀含有製品の適正な処理の努力義務を課した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の公布など、近年、水銀含有製品の安全で・適正な処理の推進が求められている。
こうした背景の下、公益社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）と厚生省（当時）が、安全で適正な蛍光管の処理を担保するため、「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）を策定しており、本市においても、更に適切な処理を行うため、全都清の「処理計画」に基づき蛍光管の処理・処分等を行うこととした。
「処理計画」では各業務を行う委託業者があらかじめ指定されており、処理・処分については、野村興産株式会社が実施することとされているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの2-2-（1）-ウに基づき、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他
特になし。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市産業廃棄物実態調査等業務

2 担当所属名

環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

3 契約締結日

令和元年8月2日

4 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府茨城市南目垣一丁目4番1号

帝人エコ・サイエンス株式会社 関西事業所

6 契約金額（税込み）

5,390,000円

7 契約内容

京都市内全域の産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態把握調査

京都市内の排出事業者の意識調査

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務については、廃棄物処理に関する知識が必要であり、アンケート等の調査・集計方法等についても専門的ノウハウを要する。また、追加的な調査の内容や手法についても提案を求めており、業務経験や専門的な技能能力、追加的調査の内容等の妥当性等を比較することによって委託先を選定する必要がある。

このため、本件業務を遂行し得ると考えられる複数の業者を対象としたプロポーザルを実施し、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」における随意契約を行うことができる場合の基準2-(4)の規定に基づき、随意契約により契約の相手方を決定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
140,520,620円
- 7 契約内容
京都市南部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である横大路福祉工場において、平成11年度から、南部資源リサイクルセンターとしてリサイクル業務を実施している。
この横大路福祉工場は、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が平成29年4月1日から平成34年3月31日まで、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者となっており、南部資源リサイクルセンターの資源ごみの選別及び中間処理業務についてはその指定管理業務の範囲外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はこれまでからも本市から委託を受けて南部資源リサイクルセンターを運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）69,596,064円
内訳 処理量 : 3,200t
委託単価 : 21,549.24円/t（8%）
21,948.30円/t（10%）
- 7 契約内容
プラスチック製容器包装の中間処理及び処理過程に発生する異物の搬送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である京都市横大路学園では、平成19年度から、本市が収集したプラスチック製容器包装の選別及び中間処理を行っている。
京都市横大路学園は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会を平成29年4月1日から平成34年3月31日の間、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者に指定しており、横大路学園のプラスチック製容器包装の選別及び中間処理業務についても、指定管理業務外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はかねてから本市からの委託を受けて横大路学園を運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市北部資源リサイクルセンター運転維持管理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院東中水町8・9番地
京都かんきょう株式会社
- 6 契約金額（税込み）
607,241,880円
- 7 契約内容
京都市北部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市北部資源リサイクルセンターは、缶・びん・ペットボトルの再資源化施設として平成19年1月に竣工し、設立当初から、障害者の一般就労の場としても位置付けてきたところである。本施設で行っている一般廃棄物の再資源化及び障害者雇用は、両事項とも本市の重要な施策であり、今後も継続して取り組むべきものである。

このため、本施設の資源ごみの中間処理業務及び設備の維持管理業務については、平成31年度以降も引き続き、再資源化に係る適正な処理と安定的な稼働を行うとともに、障害者の就労の場として現在の雇用状況を維持していく必要があるが、入札による契約では、平成30年度末時点で雇用している障害者を平成31年度以降も継続雇用することを入札条件にできず、また、再資源化業務の履行に係る確実性、安定性が業者選定に十分反映できないおそれがある。

については、価格競争による業者選定ではなく、障害者雇用や業者それぞれのノウハウ・経験・実績等を活かした提案を比較することにより、障害者の人数を現状以上確保することができ、適正処理及び安定稼働に努め、確実に再資源化業務を履行できる業者を選定する必要がある。

よって、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の随意契約を行うことができる場合の基準「2(4)契約の目的を効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素(契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等)における競争

(コンペ、プロポーザル)によって契約の相手方を選定する必要があるもの(令第167条の2第1項第2号)」に基づき随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、参加申請書及び提案書の提出があった1社に対し、選定委員会が選定評価基準に基づき評価した結果、京都かんきょう株式会社を受託候補者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
東北部クリーンセンター持込ごみ選別及び運搬業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
(当初) 平成31年4月18日
(変更前) 令和元年6月7日
(変更後) 令和元年8月28日
- 4 履行期間
(当初) 平成31年4月22日から令和元年8月31日まで
(変更後) 平成31年4月22日から令和元年9月6日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院東中水町8・9番地
京都かんきょう株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 8,767,440円
(変更前) 9,447,840円
(変更後) 9,875,520円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンター破砕施設修繕期間において、当該クリーンセンターに持込まれた大型の家電製品や金属製品等をコンテナに積込み、脱着装置付コンテナ専用車にて、南部クリーンセンター構内の本市が指定する箇所へ搬送するもの
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
<随意契約の理由>
東北部クリーンセンターでは、平成31年3月20日に東北部クリーンセンターの破砕機で発生した火災の影響により、持込ごみの受入を停止し、南部クリーンセンターでのみ持込ごみの受入を行っていた。
しかし、東北部クリーンセンターの受入停止後も、誤って東北部CCにごみが持ち込まれるケースがあることや、南部クリーンセンターにおいては搬入台数が急増し混雑するなど、市民サービスの低下が懸念されたことから、できる限り早く、東北部クリーンセンターでの受入を再開する必要があった。
受入体制を検討した結果、破砕機での処理が必要となる大型の家電製品や金属製品等については南部クリーンセンターへ再搬することとしたが、市民生活への影響の大きさから、出来る限り

早く東北部クリーンセンターでの受入を開始する必要があるため、入札に付する期間がないことから、随意契約を行うこととした。

<変更契約の理由（第1回変更契約）>

契約の相手方から、第2、第4土曜日のごみの搬入量が非常に多く、運搬車両1台では対応が困難であるため、運搬車両を2台追加して対応したいとの申し出があった。

その後も同様の状況が続くと見込まれたことから、業務を円滑に進めるためには運搬車両を追加して対応することが必要であると判断したため、当初契約の内容を変更した。

<変更契約の理由（第2回変更契約）>

当初、東北部クリーンセンターの破碎施設の再稼働が9月からと見込まれていたことから、履行期間を8月31日までとしていたが、9月9日から稼働することとなり、本業務の最終実施日である9月7日までの履行期間の延期及びそれに伴う経費の増額が必要となったため、第2回目の変更契約を行った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

業者選定にあたり、一般廃棄物収集運搬許可業者を中心に複数の業者に打診したが、実施可能であると回答があったのが当該業者のみであったため

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町27番地の1
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会
- 6 契約金額（税込み）
16,562,000円
- 7 契約内容
京都市北部クリーンセンター関連施設の管理，必要経費（共用部分に係る電気，水道料金，電話使用料，テレビ受信料等）の支払，その他センターの円滑な運営を推進するために必要な業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市北部クリーンセンター関連施設（以下「関連施設」という。）は，北部クリーンセンターの建替えに際し，地元便益を目的として建設された施設である。関連施設には，やまごえ温水プールに加え，グラウンドや会議室が設置され，地元住民など多くの利用を得ている。
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会（以下「協会」という。）は，関連施設の温水プールの管理運営のために設立された団体で，本市環境政策局適正処理施設部長等が理事を務める。
本件委託業務は，温水プールの管理運営をはじめ，グラウンドや会議室の貸出業務，更には，公共料金の支払い等，地元便益施設としての関連施設全体の管理運営業務である。
関連施設は，その建設経緯から，地元地域住民を中心とした利用形態となっており，運営委託先の経営努力により，経済的メリットを見出せる余地は極めて少なく，更には地元便益施設の円滑な運営という行政目的を達成するためには，周辺地域住民との関係上，一定の行政関与が必要である。
本件について入札を行った場合，委託先が変わることを前提とせざるを得ず，落札業者が地元住民との信頼協力関係を安定して築くことが困難となった場合，関連施設の運営のみならず北部クリーンセンターの運営についても地元の十分な協力と理解を得られなくなる。
以上の理由から，本件は競争入札による契約にはなじまず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により，契約の相手方として協会を選定する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度における廃棄物等の埋立処分に係る契約（東北部クリーンセンター分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）102,494,800円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンターから発生する焼却残滓の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度における廃棄物等の埋立処分に係る契約（北部クリーンセンター分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）76,028,760円
- 7 契約内容
北部クリーンセンターから発生する焼却残滓の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
20,736,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、「資源ごみ」という。）を受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理

を行うことが不可能である。

再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和元年7月31日
- 4 履行期間
令和元年8月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
68,200,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、「資源ごみ」という。）を受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理

を行うことが不可能である。

再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング(株)と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 0 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
31,845,000円
- 7 契約内容
北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下「資源ごみ」という。）を受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設のプラント設備は、プラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋・除袋機、風力比重差選別機、びんカレット色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカー独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基き、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設においては、

プラントメーカー自ら開発した独自技術の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基き、他者が作成した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。従って、再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結している。

なお、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,259,568円
- 7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装（以下、「資源ごみ」という。）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設であり、発注仕様書に基づき、性能発注により再整備された廃棄物処理施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。また横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、圧縮梱包施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作を司る操作盤および自動運転を集中制御する制御盤など、プラントメーカーが独自に開発したソフトウェアで構成されている。これらのソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各機器間の整合を考慮し設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想およびソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では、点検、調整、修理を行うことが不可能である。本委託業務において必要な設備機器および

ソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、再整備したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和元年9月30日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,361,000円
- 7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装（以下、「資源ごみ」という。）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設であり、発注仕様書に基づき、性能発注により再整備された廃棄物処理施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。また横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、圧縮梱包施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作を司る操作盤および自動運転を集中制御する制御盤など、プラントメーカーが独自に開発したソフトウェアで構成されている。これらのソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各機器間の整合を考慮し設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想およびソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では、点検、調整、修理を行うことが不可能である。本委託業務において必要な設備機器および

ソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、再整備したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）
25,110,000円
- 7 契約内容
西部圧縮梱包施設プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装（以下、「資源ごみ」という。）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設であり、発注仕様書に基づき、性能発注により再整備された廃棄物処理施設である。

本施設は、旧西部クリーンセンターの建屋を再利用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカーの特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、プラントメーカーの独自技術が必要となる。また、圧縮梱包施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作を司る操作盤および自動運転を集中制御する制御盤など、プラントメーカーが独自に開発したソフトウェアで構成されている。これらのソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各機器間の整合を考慮し設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想およびソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では、点検、調整、修理を行うことが不可能である。

前述の理由により、該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社タクマと随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和元年9月30日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）
5,500,000円
- 7 契約内容
西部圧縮梱包施設プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装（以下、「資源ごみ」という。）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設であり、発注仕様書に基づき、性能発注により再整備された廃棄物処理施設である。

本施設は、旧西部クリーンセンターの建屋を再利用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカーの特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、プラントメーカーの独自技術が必要となる。また、圧縮梱包施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作を司る操作盤および自動運転を集中制御する制御盤など、プラントメーカーが独自に開発したソフトウェアで構成されている。これらのソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各機器間の整合を考慮し設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想およびソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では、点検、調整、修理を行うことが不可能である。

前述の理由により、該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社タクマと随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区北浜東1-8
(平成30年7月8日付で、京都市に以下の住所への住所変更届を提出
大阪府中央区大手前1-7-31)
京都電子工業株式会社
- 6 契約金額(税込み)
11,118,000円
- 7 契約内容
各クリーンセンターにおいて、焼却炉の運転状況を監視するために設置している塩化水素濃度等連続分析計の性能維持を目的とし、機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な定期点検整備を主とした保守管理業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本契約の履行には、「機器の構造等に関する技術情報を有していること」、「各機器の演算プログラム等に関する技術情報を有していること」、「保守点検業務の適用範囲で軽微な修理が可能であること」が必要となる。
「機器の構造等に関する技術情報」について、点検対象機器の機能について正確に把握し、機器の部品交換を行うためには、機器の内部構造についても正確な技術情報を有していなければならない。
「各機器の演算プログラム等に関する技術情報」について、連続分析計の情報処理制御システムを構成する部分については、内蔵された演算プログラムによってデータが処理されており、その他のプラント各機器の分析データを取り込み、演算プログラムで適正処理し、制御されている。このようなシステム又は各機器全体において、非正常な状態にあると判断されるため原因を解析しようとするとき、又は不具合について修復作業を行おうとするときは、各演算プログラムの内容について詳細な情報を有していなければ相互間のデータの調整が実施できない。
「保守点検業務の適用範囲」について、業務内容に軽微な修理を伴う作業を含んでいるため、保

守点検に必要な技術情報を有することに加え、さらに軽微修理の手順、方法等に関する技術情報、交換のためのプログラム及び特殊部品の入手が可能であることが必要となる。

また、各演算プログラムは、製造業者が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である京都電子工業㈱のみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また、公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である京都電子工業㈱のみが有しており、他へは供与していない。よって、契約の履行に必要な技術情報を有する者が製造業者である京都電子工業㈱に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しない。

前述の理由により、製造業者である京都電子工業㈱と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市東北部クリーンセンター整備工事 ただし、破碎施設電気設備改修工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
(当初) 平成31年4月26日
(変更後) 令和元年6月19日
- 4 履行期間
平成31年4月27日から令和元年7月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区上立売通室町西入る裏風呂町368番地1
株式会社京阪電気商会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 12,852,000円
(変更後) 12,928,680円
- 7 契約内容
火災により被災した京都市東北部クリーンセンター破碎施設の復旧工事にあたり、電灯等の電気設備を復旧し、視認性及び安全性を確保するもの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
東北部クリーンセンター破碎施設は、平成31年3月20日の火災発生により、No.2可燃分コンベヤを中心に周辺電気設備が焼損し、早急に復旧しなければ、コンベヤ等のプラント設備の復旧作業が行えず、市民持込ごみ及び市収集大型ごみの受入処理ができない状況である。市民持込ごみについては、市民負担の軽減を図るため平成31年4月22日から南部クリーンセンターへの再搬を業者委託することにより受入れを再開しているが、復旧工事が延びれば、委託費用の負担が増加することになる。
緊急に災害復旧が必要であるため、本契約において、電灯等の電気設備を復旧し、視認性及び安全性を確保する。
電灯設備の焼損により暗闇状態で視認性の低い現地において、すす等で汚れた電気配管等を確認し、短期間で適切に復旧するには、既設電気設備の施工状況を把握し、被害状況に応じた対応ができる必要がある。
以上のことから、当該施設新築時の施工業者(JV5者)の内、代表者である(株)きんでん、市内業者である(株)昭和電工社及び(株)京阪電気商会の3者に復旧工事契約を打診したところ、(株)きんでん及び(株)昭和電工社から「人員確保が困難であり早急に対応することができない。」との回答があった。

(株)京阪電気商会においては、工事請負可能であり、電気設備の復旧工事を迅速に対応できる者が「(株)京阪電気商会」1者のみとなるため、同者と随意契約を締結する。

なお、上記3者以外の施工JV業者2者は、府外業者である中央電設(株)及び市内業者であるが、廃業等により本市未登録となる若松電気工業(株)である。

また、契約変更の理由としては、施工時の詳細な調査の結果、機器が破損していることが判明した照明器具や煙感知器等を取替え、破損していないスピーカー等の取替えを取止めたためである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

8と同様

11 その他

課 長		課長補佐・係長		係 員	
設 計	平成31年4月	工 期	契約の日の翌日から3箇月以内		

工 事 設 計 書

工事場所 京都市左京区静海市市原町1339番地

工事名 京都市東北部クリーンセンター整備工事

ただし、破砕施設電気設備改修工事

	設 計 金 額	
工 事 費	14,407,200	円
工 事 価 格	13,340,000	円
消費税及び地方消費税相当額	1,067,200	円

※この工事設計書は秘密情報のため、情報管理の徹底をお願いします

建設リサイクル法	
<input type="checkbox"/> 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用外

積算基準	
<input type="checkbox"/> 土木積算基準	<input checked="" type="checkbox"/> 建築・設備積算基準

【工事概要】

1. 電灯設備

- ・火災による照明器具，配線器具及び配管配線の改修工事。
- ・内部足場及び養生等の仮設工事。

2. 拡声設備

- ・火災によるスピーカの改修工事。

3. 火災報知設備

- ・火災による感知器，空気管及び配管配線の改修工事。

4. 撤去工事

- ・上記工事に伴う撤去工事及び発生材処理。

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	9,657,128	
計			9,657,128	
共通費				
共通仮設費	1	式	218,916	
現場管理費	1	式	1,594,818	
一般管理費等	1	式	1,869,138	
計			3,682,872	
工事価格	1	式	13,340,000	
消費税等相当額	1	式	1,067,200	消費税率 8 %
工事費	1	式	14,407,200	

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
電気設備工事			1	式		9,657,128		
	計					9,657,128		

電気設備工事 科目別内訳

電気設備工事						
名	称	数	量	单	位	金 額
電灯設備		1			式	8,279,050
拡声設備		1			式	200,140
火災報知設備		1			式	1,235,670
発生材処理		1			式	▲ 57,732
	計					9,657,128

電気設備工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電灯設備	電灯分岐	1	式	8,279,050	
計				8,279,050	
拡声設備		1	式	200,140	
計				200,140	
火災報知設備	自動火災報知	1	式	1,235,670	
計				1,235,670	
発牛材処理	発牛材運搬	1	式	9,080	
発牛材処理	発牛材処分	1	式	▲ 66,812	
計				▲ 57,732	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市北部クリーンセンター整備工事 ただし、燃焼装置他整備工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和元年7月29日
- 4 履行期間
令和元年7月30日から令和2年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
222,200,000円
- 7 契約内容
京都市北部クリーンセンターの燃焼設備である燃焼装置及び燃焼室の耐火物、燃焼ガス冷却設備である第1放射室の耐火物を2炉分について整備するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターのプラント設備は、株式会社クボタの設計・施工により、各法令等を遵守し安定してごみの処理ができるよう性能発注し、設計・施工された総合プラントである。
本工事は、焼却炉の廃熱ボイラを構成する水管パネルを高温から守るために施工されている不定形耐火物と、監視カメラを用いて構内の要所（焼却炉内の燃焼状態、ボイラドラムの水位監視、プラントホームのパッカー車の状況、煙突からの排出状況等）を監視し、録画記録するITV監視装置を更新整備するものである。
不定形耐火物は、長期にわたり高温にさらされて焼損し脱落している部分があるため、更新整備するものであり、ITV監視装置は、新設から現在まで大規模な整備を実施しておらず、経年劣化により、100以上ある監視カメラの切替や調整操作、任意時間帯の画像閲覧など、これら多機能システムを機能させる制御装置が動作不良を起こしているため、更新整備するものである。
本施設の機器や制御システムの設計及び構成は、プラント建設メーカーのノウハウに基づいた独自技術を用いており、その情報等は公開されていない。そのため、本工事を施工するに当たっては、構成部品の規格、寸法等の情報を保持し、更新する技術を有していることが必要である。
以上の理由により、これらの必要条件を全て満たす者は、設計・施工を行ったメーカーである株式会社クボタから平成23年4月にごみ処理関連設備の機器及び施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に譲渡されたクボタ環境サービス株式会社の1者のみであるため、同者と

随意契約を締結するものである。

なお、過熱器を含めたプラント設備のメーカー以外の者が施工した場合、今後の故障発生時の責任区分が不明確になり、包括的な性能保証を担保することが不可能になる。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

8 と同様

11 その他

工事名	京都市北部クリーンセンター整備工事 ただし、燃焼装置他整備工事
工事場所	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地 地内
	<p>本工事は、京都市北部クリーンセンターの燃焼設備である燃焼装置及び燃焼室の耐火物、燃焼ガス冷却設備である第1放射室の耐火物を2炉分について整備するものである。</p>
工期	契約の日の翌日から8箇月以内

(内訳総括)

名 称	単 位	金 額	備 考
1 直接工事費	一式	163,156,816	
2 共 通 費	一式	40,443,184	
共通仮設費	一式	8,165,492	
現場管理費	一式	11,641,451	
一般管理費等	一式	20,636,241	
工事価格	一式	203,600,000	
消費税相当額	一式	20,360,000	
請負工事費	一式	223,960,000	

中 科 目 別 内 訳 書

名 称	単 位	金 額	備 考
(1) 燃焼設備			
燃焼装置	一式	68,564,320	
第1放射室及び燃焼室	一式	77,155,496	
計		145,719,816	
(2) 機械器具			
超高压剥離作業車	一式	12,500,000	
吹き付け機	一式	384,000	
吹き付け機用コンプレッサ	一式	121,000	
計		13,005,000	
(3) 発生材処分			
廃材処分及び運搬	一式	4,696,000	
有価物処分及び運搬	一式	▲ 264,000	
計		4,432,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市南部資源リサイクルセンター整備工事
ただし、No.4ペットボトル圧縮梱包機整備工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和元年8月30日
- 4 履行期間
令和元年9月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,840,000円
- 7 契約内容
京都市南部資源リサイクルセンターの再生設備である、No.4ペットボトル圧縮梱包機を整備するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、「資源ごみ」という。）を受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。
本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。
そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。
また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであ

り、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。

再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング(株)と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

工事名	京都市南部資源リサイクルセンター整備工事 ただし、No.4ペットボトル圧縮梱包機整備工事
工事場所	京都市伏見区横大路千両松町447 地内
工事概要	本工事は、京都市南部資源リサイクルセンターの再生設備であるNo.4 ペットボトル圧縮梱包機を1基分について整備するものである。
工期	令和元年9月1日から令和2年3月31日まで

(内訳総括)

名 称	単 位	金 額	備 考
1 直接工事費	一式	17,202,940	
2 共 通 費	一式	7,267,060	
共通仮設費	一式	643,318	
現場管理費	一式	3,602,771	
一般管理費等	一式	3,020,971	
工事価格	一式	24,470,000	
消費税相当額	一式	2,447,000	
請負工事費	一式	26,917,000	

中 科 目 別 内 訳 書

名 称	単位	金 額	備 考
(1) 再生設備			
No.4ペットボトル圧縮梱包機	一式	17,205,100	
計		17,205,100	
(2) 発生材処分			
廃材処分及び運搬	一式	3,840	
有価物処分及び運搬	一式	▲ 6,000	
計		▲ 2,160	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市東北部クリーンセンター整備工事 ただし、破碎施設復旧工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和元年5月17日
- 4 履行期間
令和元年5月30日から令和元年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12-7 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
140,400,000円
- 7 契約内容
火災により被災した京都市東北部クリーンセンター破碎施設の復旧整備および再発防止対策を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
東北部クリーンセンター破碎施設は、持込ごみや大型ごみを破碎する施設である。破碎物は焼却及び鉄分回収により適正処理されている。
平成31年3月20日の火災発生により、コンベヤベルト3基、制御システムの一部及び照明機器の一部が焼損し、早急に復旧しなければ、コンベヤ等のプラント設備が再稼働できず、持込ごみや大型ごみの受入れができない状況である（4月22日より、市民による持込ごみに限定して受入れを再開し、南部クリーンセンターへ再搬している）。
当該施設の設備においては、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用した上で、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、本設備の整備等を行なうためには、プラントメーカーの独自技術及び設備全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、設備全体としての性能を発揮できるよう調整を行なうためには、各々を分離することはできない。
また、本市で発生するごみを一定期間内で適正に処理するためには、本設備の性能を常に維持し、安定稼働を確保することが不可欠である。よって、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応も必要となるため、整備等を行う者は、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント

用電子計算機システム) についての知見を有していなければならない。

以上のとおり、本設備はプラントメーカーの独自技術によりその他の設備やソフトウェアと連動することで性能を発揮するものであり、当該技術情報が、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないことから、契約を履行できる相手方は建設したプラントメーカーに特定される。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

工事名	京都市東北部クリーンセンター整備工事 ただし、破碎施設復旧工事
工事場所	京都市左京区静海市原町1339番地
工事概要	本工事は、火災により被災した京都市東北部クリーンセンター破碎施設の復旧及び再発防止対策を行うものである。
工期	契約の日の翌日から令和元年9月30日まで

(内訳総括)

名 称	単 位	金 額	備 考
1 直接工事費	一式	97,739,600	
2 共 通 費	一式	29,860,400	
共通仮設費	一式	8,457,651	
現場管理費	一式	7,233,613	
一般管理費等	一式	14,169,136	
3 そ の 他	一式	2,800,000	
工 事 価 格	一式	130,400,000	
消費税相当額	一式	10,432,000	
請 負 工 事 費	一式	140,832,000	

中 科 目 別 内 訳 書

名 称	単 位	金 額	備 考
(1) 復旧工事			
No.2破砕物コンベヤ	一式	16,440,600	
No.2可燃分コンベヤ	一式	26,178,000	
No.3可燃分コンベヤ	一式	775,000	
電気配線	一式	20,352,000	
現場操作盤	一式	4,130,000	
計		67,875,600	
(2) 再発防止対策工事			
火災検出器, 散水ノズル, 点検口増設	一式	17,922,000	
計		17,922,000	
(3) 直接仮設費			
足場仮設, 養生, 清掃	一式	11,334,000	
計		11,334,000	
(4) 発生材処分			
廃材処分及び運搬	一式	608,000	
計		608,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市東北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、プラント設備工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和元年5月28日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12-7 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
11,748,000,000円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンターは、令和2年に稼働後20年目となり、プラント設備等が耐用年限を迎えることから、焼却炉等の基幹的な設備を大規模改修し、最大限の延命化を図るものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
東北部クリーンセンターは、令和2年に稼働後20年目となり、プラント設備等が耐用年限を迎えることから、焼却炉等の基幹的な設備を改修・整備し、最大限の延命化を図る大規模改修工事を予定している。
東北部クリーンセンターのプラント設備は、本市が要求するごみ処理能力、排ガス・排水基準などの性能を保証するよう設計・施工する性能発注方式により建設されており、一般競争入札で請負業者となった川崎重工業（株）は、保有する複数の特許権等の排他的権利及び特殊な技術、ノウハウを組み合わせ、本市が要求する性能を保証する施設を建設した。
そのため、プラント設備の大規模改修工事の設計・施工においては、工事に関連する複数の特許権等の排他的権利及び特殊な技術、ノウハウを保有することが不可欠であり、その設計・施工できる知識・能力を有する者は、建設した川崎重工業（株）に限られる。
また、該当する特許権等の排他的権利及び特殊な技術について、他のプラントメーカーが日本国内で使用するこのできるライセンス契約も存在しないことを確認している。
以上のことから、地方自治法第234条第2項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により、川崎重工業（株）と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

工事名	京都市東北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、プラント設備工事
工事場所	京都市左京区静海市原町1339番地
	本工事は、燃焼設備他について整備をするものである。 なお、施工内容は別添図面及び仕様書によるものとする。
工期	契約の日の翌日から令和4年3月31日まで

(内訳総括)

名 称	単位	金 額	備 考
1 直接工事費	一式	8,214,487,600	
2 共 通 費			
共通仮設費	一式	1,371,347,562	
現場管理費	一式	219,830,095	
一般管理費等	一式	794,334,743	
計		2,385,512,400	
3 そ の 他	一式	288,800,000	
工事価格	一式	10,888,800,000	
消費税相当額	一式	1,088,880,000	
請負工事費	一式	11,977,680,000	

種 目 別 内 訳 書

名 称	単 位	金 額	備 考
1 直接工事費	一式	8,214,487,600	
計		8,214,487,600	

科目別内訳書

名 称	単位	金 額	備 考
1 直接工事費			
(1) 受入供給設備	一式	337,788,000	
(2) 燃焼設備	一式	552,525,000	
(3) 燃焼ガス冷却設備	一式	2,309,170,200	
(4) 排ガス処理設備	一式	608,748,800	
(5) 余熱利用設備	一式	214,600,000	
(6) 通風設備	一式	146,923,000	
(7) 灰出し設備	一式	2,103,008,000	
(8) 給排水設備	一式	75,016,000	
(9) 排水処理設備	一式	72,440,000	
(10) 電気設備	一式	369,680,000	
(11) 計装制御設備	一式	610,149,600	
(12) 金属回収設備	一式	197,402,000	
(13) 雑設備	一式	87,436,000	
(14) 破碎設備	一式	353,681,000	
(15) 廃棄物処理	一式	175,920,000	

中 科 目 別 内 訳 書

名 称	単 位	金 額	備 考
1 直接工事費			
(1) 受入供給設備			
ごみピット自動火災検知装置更新	一式	9,756,000	
ごみクレーン整備	一式	328,032,000	
計		337,788,000	
(2) 燃焼設備			
給じん装置更新	一式	53,768,000	
乾燥段ストーカ更新	一式	91,623,200	
耐火物更新	一式	388,497,800	
ストーカ駆動装置更新	一式	18,636,000	
計		552,525,000	
(3) 燃焼ガス冷却設備			
ボイラ水管更新	一式	2,246,360,000	
低圧蒸気復水器整備	一式	62,810,200	
計		2,309,170,200	
(4) 排ガス処理設備			

バグフィルタ整備	一式	546,578,400	
減湿用冷却器整備	一式	52,526,400	
ガス洗浄塔用液体キレート注入ポンプ用配管更新	一式	720,000	
触媒脱硝塔整備	一式	8,924,000	
計		608,748,800	
(5) 余熱利用設備			
蒸気タービン整備	一式	214,600,000	
計		214,600,000	
(6) 通風設備			
押込送風機整備	一式	10,314,000	
2次空気用送風機整備	一式	9,663,000	
誘引通風機整備	一式	61,726,000	
機械式回転数制御装置整備	一式	65,220,000	
計		146,923,000	
(7) 灰出し設備			
灰押出装置更新・移設	一式	108,800,000	
灰出しコンベヤ更新	一式	1,237,728,000	

灰分散機撤去	一式	1,760,000	
灰クレーン更新	一式	269,790,000	
積出しホッパ更新	一式	55,168,000	
No.1ダストコンベヤ更新	一式	74,970,000	
No.2ダストコンベヤ更新	一式	76,730,000	
飛灰処理装置更新	一式	278,062,000	
計		2,103,008,000	
(8) 給排水設備			
機器冷却水揚水ポンプ更新	一式	13,096,000	
機器冷却水冷却塔更新	一式	61,920,000	
計		75,016,000	
(9) 排水処理設備			
プラント系スクリーン更新	一式	12,000,000	
プラント系第一沈殿槽整備	一式	11,307,000	
プラント系第二沈殿槽整備	一式	11,307,000	
洗煙系第一沈殿槽整備	一式	3,281,000	
洗煙系第二沈殿槽整備	一式	3,281,000	

薬液注入装置更新	一式	8,848,000	
排水処理装置用水質計更新	一式	22,416,000	
計		72,440,000	
(10) 電気設備			
電気設備整備	一式	210,440,000	
非常用発電機整備	一式	26,280,000	
回転数制御盤更新	一式	76,960,000	
高調波抑制装置更新	一式	56,000,000	
計		369,680,000	
(11) 計装制御設備			
中央監視装置整備	一式	448,184,000	
排ガス分析計更新	一式	98,320,000	
現場制御盤更新	一式	26,213,600	
計装機器更新	一式	8,920,000	
計装用コンプレッサ更新	一式	28,512,000	
計		610,149,600	
(12) 金属回収設備			

振動コンベヤ更新	一式	44,512,000	
磁選機更新	一式	43,720,000	
金属コンベヤ更新	一式	50,880,000	
金属分散機更新	一式	4,410,000	
金属回収設備室集じん装置更新	一式	53,880,000	
計		197,402,000	
(13) 雑設備			
雑用コンプレッサ更新	一式	87,436,000	
計		87,436,000	
(14) 破碎設備			
粗大ごみ受入コンベヤ整備	一式	45,880,000	
粗大ごみクレーン整備	一式	62,920,000	
小型ごみ受入コンベヤ整備	一式	34,800,000	
小型ごみ搬送コンベヤ整備	一式	41,310,000	
No.1排風機整備	一式	39,499,000	
No.2排風機整備	一式	39,499,000	
電気設備整備	一式	50,392,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営業務委託（第1期）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設建設課
- 3 契約締結日
令和元年6月6日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
南部クリーンセンター環境学習施設運営グループ
（代表者）東京都千代田区紀尾井町3番23号
株式会社トータルメディア開発研究所
- 6 契約金額（税込み）
273,467,700円
- 7 契約内容
京都市南部クリーンセンター環境学習施設さすてな京都における環境学習サービスの提供等及びそれに伴い必要となる環境学習プログラムの開発並びに試行等オープンまでの準備に係る業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本施設の運営については、環境学習施設として多くの方にお越しいただくとともに、子どもから大人までライフステージに応じた学習プログラムを効果的に実施し、来場される方々が環境保全行動に主体的に取り組んでいただけるよう専門的ノウハウが求められる。そこで、運営主体には、幅広い環境分野に関する知識はもちろん来場者をターゲットに、高い学習効果をもたらすプログラムの開発能力、環境について深い造詣を持ち来場者の学習効果を高めることができるスタッフを配置するとともに、また、多くの来場者を呼び込むための広報力等が必要であるが、入札による契約では、これらの質を確保し来場者の満足度を高め、多くの方にお越しいただくという目的を果たせなくなる恐れがある。
については、価格競争を主とした事業者選定ではなく、これまでの環境学習施設等の運営実績と経験をもとにした専門的ノウハウを生かした提案を比較することにより、学習プログラムの開発・提供及び来場促進方策を実施できる事業者を選定する必要がある。
よって、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の随意契約を行うことができる場合の基準「2（4） 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロ

ポーザル) によって契約の相手方を選定する必要があるもの (令第167条の2第1項第2号)」に基づき随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、参加申請書の提出があった2者の内、提案書の提出があった1者に対し、選定委員会が選定評価基準に基づき評価した結果、株式会社トータルメディア開発研究所、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会、株式会社かんでんジョイナスによるコンソーシアム(南部クリーンセンター環境学習施設運営グループ)を受託候補者として選定した。

11 その他

本件の契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約である。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度京都市南部クリーンセンター第二工場プラント設備保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設建設課
- 3 契約締結日
令和元年9月30日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,965,000円
- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検，保守，整備等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は，主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり，形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって，所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。

ごみ処理施設においては，プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他，プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき，他者が製作した設備等を使用したうえで，これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し，必要な性能を発揮している。したがって，ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには，プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で，施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには，各々を分離することはできない。

また，ごみ処理施設の性質上，常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから，各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他，故障や性能低下等の非常事態が発生したときには，故障復旧等迅速な対応が必要であるが，そのためには，各機器の構造等，詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。

以上のとおり，本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は，他者には，公開されておらず，プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため，請負者以外には，契約を履行できるものがなく，契約の相手方が特定される。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-イ）により、日立造船株式会社と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度南部クリーンセンター自動計量システム保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター管理課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市東成東小橋1丁目12番10号 シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,803,310円
- 7 契約内容
南部クリーンセンターで運用している『自動計量システム』の定期及び臨時の点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
クリーンセンターでは、搬入されるごみの車両重量を計量し、その計量データの集計や帳票の作成などを行う電算システムである自動計量システムを運用している。本システムは、システム全体を管理集約するサーバーを中心に、トラックスケール、遮断ゲート、車番読取装置、マークシートリーダー、ごみ処理手数料の自動徴収を行う精算器といった機器、それらの機器の制御やごみ量の帳票作成を行うクライアント（端末PC）をLANで接続したシステム構成となっている。
本業務遂行のためには、各機器の構造及び制御プログラム等に関する詳細かつ正確な技術情報を有している必要がある。また、軽微な修理を行うこともあるため、修理の手順・方法に関する技術情報、交換のためのプログラム及び特殊部品の入手が可能であることも必要である。
光ネットワークを用いてデータ送信・解析を行う本システム独自の機器の構造、プログラムの内容等の必要な技術情報及び交換のためのプログラム等これらの知見については、他社に公開されておらず、契約の履行に必要な技術情報を有するものは、設計・開発した当該業者に限られることから、当該業者と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市廃食用油燃料化施設プラント設備保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター管理課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,875,000円
- 7 契約内容
プラント設備の保守管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(1) 契約履行に必要な技術情報等

契約履行のためには、次に示す技術情報を有している必要があるが、その技術情報は、本市を含めた他者へは供与されておらず、公開もされていないため、その技術情報を有している者は、プログラム等を独自に開発した製造業者しかいない。

ア 点検時に正常に稼働するかどうかの確認を行うためには、点検対象機器の機能について正確な技術情報を有していなければならない。また、部品交換を行うためには、点検対象機器の内部構造についても正確な技術情報を有していなければならない。

イ 燃料製造プラントの各機器全体は自動制御システムに内蔵されたプログラムによって稼働しており、プログラムからの指令により制御されている。自動制御システム又は機器全体について、非正常な状態にあると判断され、原因を解析究明しようとするとき、又は不具合について修復作業を行おうとするときは、自動制御システムのプログラム内容について詳細な情報を有していなければ実施できない。

(2) 整備に必要な部品等

点検整備に必要なプログラム及び特殊部品については、製造業者が有しており、他者へは供与していない。

以上により、契約の履行に必要な条件を有している者は、製造業者のみに限られているため、製造業者である日立造船株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原一丁目1番1号 JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
225,720,000円

- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検，保守，整備等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は，主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり，形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって，所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントであり，主要設備の点検，調整，修理等の保守管理業務においては，特に専門的な独自技術が必要となる。

また，プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき，他者が製作した設備等を使用したうえで，これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し，必要な性能を発揮している。

したがって，ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには，プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で，施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには，各々を分離することはできない。また，ごみ処理施設の性質上，常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから，各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他，故障や性能低下等の非常事態が発生したときには，故障復旧等迅速な対応が必要であるが，そのためには，各機器の構造等，詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。

本委託業務において必要な上記の設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は，他者には公開されておらず，これらの情報を有する者が当該業者以外に存在しないことから，当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市南部クリーンセンター第一工場下水流量計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区新高1丁目8番17号
株式会社エヌケーエス
- 6 契約金額（税込み）
5,470,200円
- 7 契約内容
下水流量計の保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託設備である下水流量計は、当該業者により開発された機器を中心とした潜水式超音波流量計及び人孔内の専用堰、水位流量変換器、積算カウンター等で構成されている。
このうち、保守管理業務を実施するために必要な製造者によって開発された情報や技術は、製造者の資産であるため一般に公開を行っていない。
また、本委託対象設備は一つのシステムとして成り立っており、製造者により開発された機器類以外の機器類も、製造者により開発された機器類に密接に関連した動作を行っており、全体を把握できるのは、一般に公開していない上記の情報や技術を保有している当該業者のみであり、全体を把握できない他業者では対象機器類の停止や点検を実施できない。
以上により、契約の履行に必要な条件を有している者は、製造業者である当該業者に限られることから、当該業者と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
34,884,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。
破碎施設が所定の性能を発揮するために、許容できる劣化、損傷の範囲についてはプラントメーカー以外に公開された明快な基準がなく、破碎施設を設計・製造したプラントメーカーが独自のノウハウに基づいて判断している。したがって交換・補修等の修理を必要とする状況にあるか否かの正確な判断はプラントメーカー以外のものには不可能である。
さらに、破碎機の運転は、メーカー独自のソフトウェアを用いて制御されており、他の設備と組み合わせて、処理能力等の所定の性能を発揮しているが、この独自ソフトウェアは公開されておらず、ソフトウェアの調整にはメーカー独自の技術が必要で、建設したプラントメーカー以外の者では行うことができない。
よって、主要設備の点検・調整・修理等の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1-29 古河大阪ビル
川崎重工業株式会社関西支社
- 6 契約金額（税込み）
199,800,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市南初島町12番地の6
株式会社 アセック
- 6 契約金額（税込み）
12,650,000円
- 7 契約内容
本システムを常に良好な運転状況に維持するため、各機器及びシステム全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替え、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて行う各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、ネットワークシステムを構築する各プログラムについて正確な技術情報、臨時点検・整備等契約の履行に必要な技術情報を有する者が、システムを構築した株式会社アセックに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しないため、株式会社アセックと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本システムのプログラムは、株式会社アセックが独自技術を用いて構築したもので、ネットワークを介しての機器との接続、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である株式会社アセックのみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社アセックのみ

が有しており他へは供与していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社アセックに限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1 島津製作所N5号館3F
株式会社島津アクセス 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7,920,000円
- 7 契約内容
排ガス濃度連続分析計が所定の機能を継続して発揮するよう、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、各機器の排ガス濃度測定プログラムに関する技術情報、臨時点検・整備等、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、株式会社島津アクセスに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、株式会社島津アクセスと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
排ガス濃度連続分析計は、株式会社島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、排ガス濃度測定プログラムの内容等の必要な技術情報は製造業者である株式会社島津製作所のみが有しており、同社のメンテナンス部門を担当している関連会社の株式会社島津アクセスにのみ技術情報を供与している。

交換に必要な排ガス濃度測定プログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社島津製作所のみが有しており、関連会社の株式会社島津アクセス以外へは供与・公開していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社島津アクセスに限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和元年5月20日
- 4 履行期間
令和元年5月20日～令和元年8月20日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,768,000円
- 7 契約内容
プラント機器（計装設備）の性能を維持するため、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
各計装機器の大部分は、株式会社島津製作所が設計製作したものであり、これらの製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社は、独自の技術が数多く使用された計器等について原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知し、また、保守管理を的確かつ効率的に実施できる技術を有する者が、島津システムソリューションズ株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、島津システムソリューションズ株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市東北部クリーンセンター電気設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和元年6月3日
- 4 履行期間
令和元年6月3日～令和元年9月3日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽尻切町5番地2号
株式会社かんでんエンジニアリング京都支店
- 6 契約金額（税込み）
6,199,200円
- 7 契約内容
プラント機器（電気設備）の性能を維持するため、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和元年度の入札については、入札参加者（1社のみ）の手続き不備により入札無効となった。電気設備の定期点検整備は、年に一度行う必要があるが、再入札に付した場合、共通休炉が終了してしまうことから、入札参加者の株式会社かんでんエンジニアリング京都支店と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
8項「随意契約の理由」に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和元年9月30日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
44,550,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を維持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和元年9月30日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
36,960,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。
破碎施設が所定の性能を発揮するために、許容できる劣化、損傷の範囲についてはプラントメーカー以外に公開された明快な基準がなく、破碎施設を設計・製造したプラントメーカーが独自のノウハウに基づいて判断している。したがって交換・補修等の修理を必要とする状況にあるか否かの正確な判断はプラントメーカー以外のものには不可能である。
さらに、破碎機の運転は、メーカー独自のソフトウェアを用いて制御されており、他の設備と組合わせて、処理能力等の所定の性能を発揮しているが、この独自ソフトウェアは公開されておらず、ソフトウェアの調整にはメーカー独自の技術が必要で、建設したプラントメーカー以外では行うことができない。
よって、主要設備の点検・調整・修理等の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
146,340,000円
- 7 契約内容
ごみ焼却炉設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターのごみ焼却炉設備は完全自動化のため、中央電算室のコンピュータが設備全体の運転状況を把握し、コントロールをしている。
特に自動燃焼装置（ICC）は、製造業者である株式会社クボタが独自に行った試運転情報を基に焼却炉の空気量や関係機器の動作がプログラムされ、独自の専用ソフトウェアにより自動で所定の焼却性能や公害防止性能、発電性能等を発揮できるように機能する総合プラントになっている。
このため、ごみ焼却炉設備の安定稼働維持を目的とした保守管理委託では、総合プラントとしての性能や機能についても保証されなければならないが、本契約の履行には、①機器の構造等に関する技術情報、②各機器の自動運転プログラム等に関する技術情報を有している必要がある。
上記の技術情報等は、本プラントを独自開発した製造業者から事業移管を受けたクボタ環境サービス株式会社のみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1 島津製作所N5号館3F
株式会社島津アクセス京都支店
- 6 契約金額（税込み）
11,856,944円
- 7 契約内容
排ガス濃度連続分析計の性能維持を目的に機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
排ガス濃度連続分析計は、株式会社島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、排ガス濃度測定プログラムの内容、機器の構造等、契約の履行に必要な技術情報は、株式会社島津製作所のみが有している。
しかしながら、株式会社島津製作所はメンテナンス部門を持たず、唯一、株式会社島津アクセスにのみ技術情報を供与し、メンテナンス業務を実施させている。また、部品交換に必要な排ガス濃度測定プログラムについての情報及び特殊部品についても株式会社島津アクセスのみに供与しており、他へは供与していない。
上記の技術情報等は、本分析計を独自開発した製造業者から技術情報の供与を受けている株式会社島津アクセスのみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため
なお、以前は当該業務を島津システムソリューションズ株式会社が受託していたが、分社により、株式会社島津アクセスが当該業務分野を引き継いでいる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和元年9月1日
- 4 履行期間
令和元年9月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
185,350,000円
- 7 契約内容
ごみ焼却炉設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターのごみ焼却炉設備は完全自動化のため、中央電算室のコンピュータが設備全体の運転状況を把握し、コントロールをしている。
特に自動燃焼装置（ICC）は、製造業者である株式会社クボタが独自に行った試運転情報を基に焼却炉の空気量や関係機器の動作がプログラムされ、独自の専用ソフトウェアにより自動で所定の焼却性能や公害防止性能、発電性能等を発揮できるように機能する総合プラントになっている。
このため、ごみ焼却炉設備の安定稼働維持を目的とした保守管理委託では、総合プラントとしての性能や機能についても保証されなければならないが、本契約の履行には、①機器の構造等に関する技術情報、②各機器の自動運転プログラム等に関する技術情報を有している必要がある。
上記の技術情報等は、本プラントを独自開発した製造業者から事業移管を受けたクボタ環境サービス株式会社のみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市埋立事業管理事務所 車両管理システム点検保守管理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市東成区東小橋1丁目12番10号
シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,753,240円
- 7 契約内容
車両管理システムは、敷地内に進入する全ての搬入搬出車両の自動計量と帳票の作成、外来車両の入出監視と入出許可カードの発行等を行う設備により構成されている。
システムを正常に稼働させるため、点検保守管理業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
システムは、当初の設計施工業者が独自に設計・施工したものである。一連の設備は全てが連携しており、独自のソフトウェアにより統合・制御されている。当該設備を点検保守管理するためには、設備全体を制御しているソフトウェアを含め、設計施工業者の独自技術に関する知識、情報等を有していることが必要である。
したがって、本システムの設計施工業者であるパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社がシステムに関する全ての情報を移管したシンワシステム株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他